

議案第 29 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 17 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

令和 2 年 2 月 4 日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）に係る「工事請負契約の締結について」（令和 2 年議案第 1 号）の一部を次のように変更する。

契約金額「2,940,190,000 円」を「2,983,382,600 円」に変更する。

(参 考)



議案第 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

記

- 1 工 事 名 境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）
- 2 工 事 場 所 境港市上道町3000番地
- 3 契約の相手方 境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）
松本組・平田組・八幡コーポレーション
特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市竹内団地67番地
株式会社松本組境港支店
支店長 梅林 洋一
- 4 契約金額 2,940,190,000円
- 5 契約締結の方法 公募型指名競争入札

令和2年 2月 4日 総務民教委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 柗 康 弘

令和2年 2月 4日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 柗 康 弘

(参 考)

工事請負契約の主な変更理由

工事請負契約額 43,192,600 円の増額は、下記の理由による。

記

- 1 当初見込んでいなかった第二庁舎南側の市役所駐車場部分の舗装工事等を追加した。
- 2 自転車置場の駐輪台数を 15 台から 30 台に変更した。

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）

（省 略）

（4）

（5）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第30号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月17日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

令和2年2月4日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（機械）に係る「工事請負契約の締結について」（令和2年議案第2号）の一部を次のように変更する。

契約金額「825,000,000円」を「843,837,500円」に変更する。

(参 考)

議案第 2 号



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月4日 提出

境港市長 中 村 勝 治

記

- 1 工 事 名 境港市民交流センター（仮称）新築工事（機械）
- 2 工 事 場 所 境港市上道町3000番地
- 3 契約の相手方 境港市民交流センター（仮称）新築工事（機械）
シンセイ・橋本工業所・曾我工業
特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市外江町2262番地1
株式会社シンセイ境港出張所
所長 渡部 詔治
- 4 契約金額 825,000,000円
- 5 契約締結の方法 公募型指名競争入札

令和2年 2月 4日 総務民教委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 柗 康 弘

令和2年 2月 4日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 柗 康 弘

(参 考)

工事請負契約の主な変更理由

工事請負契約額 18,837,500 円の増額は、下記の理由による。

記

- 1 新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策として、空調設備に特殊フィルターを追加する等、空調設備の機能強化を行った。
- 2 施工図作成後に行った空調ダクトの騒音・振動シミュレーションの結果を踏まえ消音設備の強化を行った。

議案第 31 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 17 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

令和 2 年 2 月 26 日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）に係る「工事請負契約の締結について」（令和 2 年議案第 10 号）の一部を次のように変更する。

契約金額「550,000,000円」を「581,927,500円」に変更する。

(参 考)

議案第10号



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中 村 勝 治

記

- 1 工 事 名 境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）
- 2 工 事 場 所 境港市上道町3000番地
- 3 契約の相手方 境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）
岡田電工・中電工・斉木電気設備
特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市上道町3306番地
岡田電工株式会社境港営業所
所長 遠藤 潤
- 4 契約金額 550,000,000円
- 5 契約締結の方法 公募型指名競争入札

令和2年 2月26日 総務民教委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 森岡俊夫

令和2年 2月26日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 森岡俊夫

(参 考)

工事請負契約の主な変更理由

工事請負契約額 31,927,500 円の増額は、下記の理由による。

記

- 1 外構照明等の電気設備を追加で整備した。
- 2 市民交流センターと市庁舎との間に防災機器等の情報通信用の連絡配線が必要となったため、電気配管等を整備した。